

別府市新型コロナウイルス感染症対策休業支援金

別府市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民の暮らしを支えるため、新型コロナウイルスの感染や濃厚接触又は小学校等の臨時休業等に伴い、仕事を休業することになり収入が得られなかった方に一定額の支援を行います。

以下の項目すべてに該当する方が対象です。

- (1) 別府市内に居住している方
- (2) 労働基準法第9条に規定する労働者、又は事業活動を行う個人事業主
- (3) 感染者、濃厚接触者又は小学校等の臨時休業等に伴い子どもの世話を行うことが必要となった保護者
- (4) 休業期間中、労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法に基づく傷病手当金その他給与又は事業所得の補填にあたる公的な給付金等が支給されない方
- (5) 市税の滞納がない方

『小学校等』とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）
※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

『臨時休業等』とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業や学級閉鎖、子どもが感染者・濃厚接触者となった場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外。

『保護者』とは

- ・子どもを基準とした3親等内の親族、未成年後見人、里親などで子どもを現に監護する者

支援金について

支援金額

休業日 1日につき 4,000円

支援対象となる休業日

本来労働日であった日を休んだ日で、
給与、手当等の支給がない日

→定休日、年次有給休暇、特別有給休暇は支援対象外

支援対象期間

令和4年1月5日～令和5年2月28日の間で

(支援対象日によって申請期限が異なりますので、裏面をご確認ください。)

①感染者：感染が確認された日から入院・宿泊療養・保健所の決定による自宅療養が終了した日までの期間で上限10日間

②濃厚接触者：保健所等から外出自粛の要請を受けた期間で上限10日間

③保護者：小学校等が臨時休業等になり休業した日数で上限14日間

※対象の休業は、授業日（本来施設が利用可能な日）となります。

（日曜日や春休みは対象外）

感染症予防対策のため、申請は郵送又は電子申請

問合せ・郵送先 ☎0977-21-1222 9時から16時（土日祝日を除く）

〒874-8511 別府市上野口町1番15号

別府市役所 産業政策課

令和4年7月改訂版

支援金の不正受給は犯罪です！

偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたことが判明した場合、支援金の交付決定を取り消します。また、支援金を返還する必要があります。軽い気持ちで不正をすると、重大な犯罪になる可能性がありますので、適正な申請をお願いします。

会社にお勤めの方は申請前にご確認ください！ 次の場合は支援対象外です。

① 感染者の方

傷病手当金を受給できる場合

健康保険等の被保険者が業務災害以外の理由による病気やけがの療養のため仕事を休んだ場合に所得補償を行う制度。給与の2/3程度が支給される。

※新型コロナウイルス感染症による休業の場合、社会保険の加入者本人、国民健康保険の加入者のうち被用者（雇われて働いている方）等

【問合せ先】

- ・社会保険に加入されている方
→職場の総務担当の方、又はご加入の健康保険の保険者
- ・国民健康保険に加入されている方
→市役所保険年金課 TEL:0977-21-1158 8:30~17:00(土日祝除く)

② 濃厚接触者の方

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を受給できる場合

新型コロナ感染症及びまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち休業中に賃金（休業手当）を受ける事が出来なかった方に、給与の80%（上限あり）が国から支給される制度。濃厚接触者になり休業した際も、対象となる場合がある。

【問合せ先】

- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
TEL:0120-221-276 月~金8:30~20:00/土日祝8:30~17:15

③ 保護者の方

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金を受給できる場合

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主に、対象労働者に支払った賃金相当額の10/10を助成。

事業主が助成金活用・有給休暇の対応が困難な場合に、労働者が直接申請することが可能。

【問合せ先】

- 小学校休業等対応助成金コールセンター
TEL:0120-876-187 9:00~21:00（土日祝含む）

詳細はこちら (別府市公式HP)

- ・申請書ダウンロード
- ・電子申請
(感染者、濃厚接触者)



申請方法について (窓口での申請はできません)

別府市公式ホームページから申請書等をダウンロードし、必要書類を添付のうえ、「別府市役所 産業政策課 休業支援金 担当」宛て郵送又は電子申請。※③保護者の申請は郵送のみ。

申請期限

支援対象日	申請期限 (郵送の場合は必着)
令和4年1月5日~令和4年6月30日	令和4年9月30日
令和4年7月1日~令和4年9月30日	令和5年1月4日
令和4年10月1日~令和5年2月28日	令和5年3月31日

申請書類等

<input type="checkbox"/> 別府市新型コロナウイルス感染症対策休業支援金交付申請書 (様式第1号)	別府市公式ホームページから様式をダウンロード ※ダウンロードができない場合は、別府市役所4階産業政策課でお渡しします。
<input type="checkbox"/> 就労証明書 又は 就労申立書	
<input type="checkbox"/> 健康保険証の写し	氏名・住所が確認できるもの
<input type="checkbox"/> 直近の確定申告書の控えの写し (個人事業主のみ)	收受印があるもの又は国税電子申告の場合は受信通知を併せて提出してください。
<input type="checkbox"/> 振込先の通帳等のコピー (申請者と同一の口座名義のもの)	「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、「口座名義人(フリガナ)」がわかるページのコピー